

# 運営規定

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

社会福祉法人ひのき会  
短期入所生活介護 陽だまり

〒814-0155 福岡市城南区東油山一丁目 33 番 11 号

TEL 092-866-5050(代表) FAX 092-866-5051

短期入所生活介護 陽だまり  
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)  
運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひのき会が運営する短期入所生活介護 陽だまりの適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 社会福祉法人ひのき会が開設する短期入所生活介護 陽だまり(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員、その他の従業者(以下「従業者」という。)が、要(支援)介護状態にある高齢者に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 (介護予防)短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要(支援)介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、要(支援)介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 短期入所生活介護 陽だまり
- ② 所在地 福岡市城南区東油山一丁目33番11号
- ③ 電話番号 092-866-5050
- ④ FAX 092-866-5051

## 第2章 職員及び職務内容

### (職員)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- |     |         |      |                        |
|-----|---------|------|------------------------|
| (1) | 管理者     | 1名   | (地域密着型特別養護老人ホーム施設長、兼務) |
| (2) | 医師(嘱託医) | 1名   | (地域密着型特別養護老人ホーム、兼務)    |
| (3) | 介護支援専門員 | 1名   | (地域密着型特別養護老人ホーム、兼務)    |
| (4) | 生活相談員   | 1名   | (地域密着型特別養護老人ホーム、兼務)    |
| (5) | 介護職員    | 3.5名 |                        |
| (6) | 看護職員    | 1名   |                        |
| (7) | 管理栄養士   | 1名   | (地域密着型特別養護老人ホーム、兼務)    |
| (8) | 機能訓練指導員 | 1名   | (地域密着型特別養護老人ホーム、兼務)    |

### (職務)

第6条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を次のとおり行う。

- (1) 施設長(管理者)は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法および介護保険法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する
- (2) 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者にいっては、施設サービス計画書を作成、実施状況の把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保する。
- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 看護職員は、入居者の診察の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

### (職員の勤務体制等)

第7条 事業所の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 施設長(管理者)は毎月の勤務割表を、その前月の末日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 施設長(管理者)は、業務に支障がない範囲で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

### 第3章 入居定員

(利用定員及びユニットの数及びユニット毎の利用定員)

第8条 (介護予防) 短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 併設利用型 10名
- ② 空床利用型 地域密着型特別養護老人ホームの定員29名以内
- ③ 併設利用型ユニットは「葉音」の1ユニットとし、定員は10名とする。又、空床利用型ユニットは「若やなぎ」、「ほのか」、「花ころ」の3ユニットとし、それぞれの定員は9名、10名、10名とする。

### 第4章 サービス内容及び費用の額

(サービスの内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業所は、(介護予防) 短期入所生活介護サービス(以下「短期入所サービス」という。)の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の配置状況、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービスの提供困難時の対応)

第11条 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業者は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要(支援)介護認定の有無及び要(支援)介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(サービスの取扱い方針)

第13条 事業所は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。

- 2 事業所は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要(支援)介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。

- 3 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 事業者は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

((介護予防) 短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第14条 事業の内容は次のとおりとし、(介護予防) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該(介護予防) 短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

## 2 その他の費用

- ① 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
- ② 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- ③ 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第15条 通常の事業の実施地域は、福岡市城南区、南区、早良区、中央区の区域とする。

## 第5章 サービスの利用に当たっての留意事項

(緊急時等における対応方法)

第16条 施設の職員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合等は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに保険会社との協議に入り、その解決に誠意をもって対応する。

3 施設は、事故の状況および講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

4 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

(1) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと

(2) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

(3) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと

(4) 火気、危険物等は持ち込まないこと

2 施設長（管理者）は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

(1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき

(3) 故意にこの規程等に違反したとき

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

## 第7章 その他運営に関する事項

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひのき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日より本改訂版を施行する。